



MONTHLY



「今」が分かる情報をお届けしている広報誌

1月

謹んで新春の祝詞を申し上げます。

皆様のご健勝とご多幸をお祈り致します
本年も相変わらぬご支援の程お願い致します
二〇二〇年 元旦



令和元年9月21日付 日本経済新聞参照

改正相続法「配偶者居住権」

2020年4月に創設される「配偶者居住権」。これは例えば、夫に先立たれた妻に与えられる権利で、夫の死後も家に終身住み続けられる権利のことをいう。国税庁はこの税金の取り扱いについても明らかにしている。

【権利放棄は贈与に】

居住権には財産価値があるとされるため、夫から妻が相続した段階では相続税の課税対象となる。次に、居住権を持つ妻が亡くなると「居住権自体も消滅する」(法務省)のが改正法の考え方。税理士の岩下忠吾氏は「権利が消えれば財産価値もなくなる」と説明する。つまり、子に居住権の相続税負担は生じない。注意したいのは、生前に妻が居住権を放棄したり、妻と子が合意の上で居住権を解除したりするケースだ。例えば妻が老人ホームに入居することになり、居住権を放棄したり解除したりするケースが考えられる。「その場合は、妻から子に贈与があったとみなされ、子に贈与税が課税される」(税理士の藤曲武美氏)司法書士の船橋幹男氏によると「配偶者居住権は老人ホームに入居するなどして、自宅に居住しなくなったとしても持ち続けられる」という。居住権を子が相続する際には相続税がかからないのだから、妻が持ち続けていれば避けられた税負担だといえる。

「配偶者居住権」

被相続人(夫)が亡くなったあとも、配偶者(妻)が住んでいた自宅にそのままずっと住み続けられる権利

夫の死亡時

• 相続税の課税対象

妻の死亡時

• 配偶者居住権は消滅。
子に課税されず

妻が居住権を放棄

• 妻から子に贈与があったとみなして贈与税の課税対象に

暦de来福

- 一粒万倍日**: 新しいことをするのに最適な一日
- 天赦日**: 何を始めても素敵な日(最強の開運日)
- 虎の日**: お金持ちには欠かせない日
- 三合の原理**: 節目の日として活用すると良い日
- 大安**: 何事においても吉、成功しないことはない日

| * 2020年上半期開運日 * | |
|-----------------|--------------------|
| 1月 | 22日: 一粒万倍日+天赦日 |
| 2月 | 4.16日: 一粒万倍日+大安 |
| 3月 | 4日: 一粒万倍日+大安+三合の原理 |
| 4月 | 5日: 天赦日+虎の日 |
| 5月 | 12.24日: 一粒万倍日+大安 |
| 6月 | 20日: 一粒万倍日+天赦日 |



しずおかFPサービス column

12月に相続税に関する統計資料が国税庁から発表されました。「国税庁は19日、2019年6月までの1年間(2018事務年度)に全国の国税局などが実施した相続税の税務調査の結果を発表した。相続人から無申告だったのに申告漏れが見つかったケースが17事務年度比20.2%増の1232件に上り、追徴税額も同15.0%増の約101億円で、いずれも統計のある05事務年度以降、最多だった。」(日本経済新聞電子版2019.12.19)

また、名古屋国税局によれば静岡県では2018事務年度の相続税の対象となる死亡者数が2017年(平成29年)比で2.2%増の41,972人となり、課税価格も4.9%増の5,305億円となっています。今回の発表では主に2016年に発生した相続の調査が主だったようです。無申告の人が増えたのは基礎控除額が引き下げられたことで、これまで相続税のことを考えていなかった人が多くいたのかもしれませんがね。

(参照: 名古屋国税局 平成30年分相続税の申告実績の概要 令和元年12月)



KONOIKE co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を共創できる素晴らしい会社を目指します。

- | | | | | |
|-----------------------------------|-----------|-----------------|-------------------------|---------------------|
| <input type="checkbox"/> 本社 | 〒430-0946 | 浜松市中区元城町216-11 | TEL: (053) 455-0661 (代) | FAX: (053) 452-1930 |
| <input type="checkbox"/> 本店営業部 | 〒430-0946 | 浜松市中区元城町216-11 | TEL: (053) 454-3723 (代) | FAX: (053) 454-9584 |
| <input type="checkbox"/> 静岡支店・特建部 | 〒422-8036 | 静岡市駿河区敷地1丁目5-15 | TEL: (054) 269-5102 (代) | FAX: (054) 269-5103 |
| <input type="checkbox"/> 掛川支店 | 〒437-0039 | 袋井市愛野東2丁目9-2 | TEL: (0538) 45-0054 | FAX: (0538) 43-7788 |
| <input type="checkbox"/> リニューアル部 | 〒430-0946 | 浜松市中区元城町216-11 | TEL: (053) 455-1311 (代) | FAX: (053) 455-1312 |